

通所リハビリテーションサービス  
介護予防通所リハビリテーションサービス  
運 営 規 程

医療法人 誠之会

**ケア・ステージ氏家**

## 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人 誠之会が開設するケア・ステージ氏家（以下「当事業所」という。）において実施する、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

なお、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの運営に必要な設備・人員については、共用・兼務とする。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「通所リハ利用者」という。）、に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、通所リハ利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。介護予防通所リハビリテーションは、要支援と認定された利用者（以下単に「介護予防利用者」という。）、に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、介護予防利用者の心身の機能の改善、自立支援、生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハ利用者に対し通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、通所リハ利用者の機能の維持回復を図り、1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。又、介護予防利用者に対し介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の改善、自立支援、生活の質の向上を図り、自立の可能性を最大限引き出すよう支援に努める。

2 当事業所では、通所リハ利用者及び介護予防利用者（以下単に「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者又はその家族の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第 4 条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 ケア・ステージ氏家
- (2) 開設年月日 平成 9 年 3 月 2 8 日
- (3) 所在地 栃木県さくら市向河原 4 0 8 4 番地
- (4) 電話番号 0 2 8 - 6 8 2 - 2 9 1 2 FAX 番号 0 2 8 - 6 8 1 - 7 1 3 3
- (5) 管理者名 松 村 啓
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（0 9 5 2 6 8 0 0 1 5 号）

（従業者の職種、員数）

第 5 条 当事業所の従事者は、次の必要最低員数以上とし、必置職については法令の定めるところによる。

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 医師（管理者）           | 0. 1 人以上 |
| (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 0. 4 人以上 |
| (3) 看護・介護職員           | 3. 6 人以上 |
| (4) 管理栄養士             | 1 人以上    |
| (5) 事務職員              | 2 人以上    |

（従業者の職務内容）

第 6 条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の医療及び健康管理等を行うとともに、管理者の場合は介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書等を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画、又は介護予防通所リハビリテーション計画（以下単に「通所リハビリテーション計画」という。）に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 管理栄養士は、栄養ケア計画の作成を行うとともに、利用者の栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理・改善、食事相談を行う。
- (6) 事務職員は、対外的な折衝や支払い、請求業務に関わるほか、療養に関する諸記録の整備などを行います。

（営業日及び営業時間）

第 7 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く。
- 2 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下単に「リハビリテーション」という。）の利用定員数は、40人とする。

(リハビリテーションの内容)

第9条 リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成されるリハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、約款の定めにより支払いを受ける。

(2) 食費、日常生活品費、教養娯楽費、おむつ代、その他の費用等利用料を、約款の定めにより支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

通常の送迎の実施地域は、さくら市の一部（氏家・氏家新田・上野・卯の里・押上・大中・蒲須坂・柿木澤・柿木澤新田・鍛冶ヶ澤・上阿久津・北草川・草川・櫻野・早乙女・富野岡・長久保・馬場・挾間田・箱森新田・松山・松山新田・松島・向河原）・宇都宮市の一部（旧上河内町）、矢板市の一部（乙畑・片岡）・塩谷町の一部（肘内・上平・大宮）・高根沢町の一部（大谷）とする。

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 15 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 事業所内は原則禁煙とします。
- ・ 食べ物は持ち込まないこと。
- ・ 多額の現金、貴重品は持ち込まないこと。
- ・ サービス利用予定日に利用を中止する場合は営業時間前（8 時 20 分）までに、事業所へ連絡すること。
- ・ サービス提供中に医療機関の受診を希望する際には事業所に申し出ること。
- ・ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は行わないこと。
- ・ 他の利用者又は、当事業所の職員に対して、反社会的な行為を行わないこと。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者もしくはそれに代わる者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回  
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 2 回
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第 18 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 19 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 20 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人 誠之会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 当事業所職員は、この事業所が行う年 2 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 22 条 通所者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
  - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、その都度定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。